

公益財団法人 公益法人協会

第 47 回理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案

「代表理事及び理事長の選定」の件

第24回評議員会において理事に再任された、時枝孝子(雨宮孝子)理事を、定款第33条第2項に定める代表理事 及び 同第34条第2項に定める理事長に選定すること(いずれも再任)。

第 2 号議案

「平成 30 年 7 月以降の役員報酬額の決定」の件

平成30年7月～31年3月の9ヶ月間の役員報酬額を、同年4～6月の役員報酬月額(第45回理事会にて決議)と同額とすること。報酬額表は別紙のとおり。

- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 時枝孝子(雨宮孝子)
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日 平成 30 年 7 月 13 日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事 鈴木勝治、鶴見和雄

理事総数 15 名 (同意書別添のとおり)

監事総数 3 名 (同意書別添のとおり)

平成 30 年 6 月 28 日、理事 時枝孝子(雨宮孝子) が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき平成 30 年 7 月 13 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般法人法第 96 条(定款第 50 条)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第 1 号議案及び第 2 号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成 30 年 7 月 13 日

理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

理事 鈴木 勝治

理事 鶴見 和雄

(別紙)

平成 30 年 7 月～31 年 3 月役員報酬

(単位:円)

理事氏名	資格	号俸	俸給月額	H30 年 7 月 ～H31 年 3 月 合計	H30 年度 役員報酬	H29 年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
雨宮 孝子	代表理事・理事長	12	320,000	2,880,000	3,840,000	2,880,000	週 2 日
鈴木 勝治	代表理事・副理事長	26	600,000	5,400,000	7,200,000	7,020,000	週 5 日
鶴見 和雄	業務執行理事・常務理事	23	540,000	4,860,000	6,480,000	4,860,000	週 5 日

- 1 役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第 3 条第 4 項)。

以上